

議案第 5 4 号

令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）

大阪府藤井寺市

令和 6 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度藤井寺市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,500 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,119,783 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 13 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補				正				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	資金の区分	償還期限	償還の方法	その他	限度額	起債の方法	利率	資金の区分	償還期限	償還の方法	その他
一般当座事業	千円	普通貸付 又は 証券銀行	6.0%以内 (但し、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構 資金について、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政 府 政 府 その他	20年 以内	年賦又は半年賦元 平均等、元金均等 又は当初の借入額 の3%以上を半年賦 ごとに償還	左記の条件の範囲内において借入先 に融資条件がある場合その条件に従 うことができる。但し、財政の都合により 償還期限及び償還方法を転換し、若 しくは繰上償還又は低利に償還す ることができる。	千円	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
	104,300							110,400						
公共施設等運営管理施設事業	46,100	同上	同上	同上	30年 以内	同上	同上	49,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
計	150,400							160,300						

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歲 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 19 繰入金
(項) 1 基金繰入金

[illegible]

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	2,600	財政調整基金繰入金	2,600
2 社会福祉債	9,900	一般単独事業債 公共施設等適正管理推進事業債	6,100 3,800

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款	項	目	名 称	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	11,346,735	12,500	11,359,235	9,900	2,600
	1		社会福祉費	4,309,328	12,500	4,321,828	9,900	2,600
		3	障害福祉費	2,477,623	12,500	2,490,123	地方債 9,900	2,600
			歳 出 合 計	27,107,283	12,500	27,119,783	9,900	2,600

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
14 工事請負費	12,500	(福祉総務課) 工事請負費 12,500	